



中国企業との交渉の中止と損害賠償請求

Q 当社の中国子会社であるXは、取引先であるY(中国企業)から依頼を受けて、ある特殊機械の試作品(以下「本件試作品」)10台を製造しました。Yの担当者からは、「今後、大きなビジネスになるので、まずは本件試作品を製造して欲しい」、「1台につき5万元程度で、購入可能である」等の説明を受けており、Y名義の「仕様書」(本件試作品が満たすべき性能、品質を記載したもの)及び「価格提示書」(「1台につき5万元、10台で合計50万元」と記載したもの)の提出を受けています。しかしながら、Xから繰り返し要請していたものの、具体的な「注文書」や、「売買契約書」までは受領できていませんでした。

その後、2カ月が経過して本件試作品が完成する直前に、Yから、「昨今の市場の状況等を考慮し、本件試作品を購入しないことを決定した」と突然に告げられ、Yは、本件試作品の受領及び代金の支払いを拒絶しました。本件試作品は、Yが指定した仕様に従って特殊加工したものであるため、他目的に転用することはできません。このような場合、Xは、Yに対し、当然に50万元を請求できると考えているのですが、何か問題はありますか？

A 上記の事実関係からすると、具体的な契約締結には至っていなかったものの、Xとしては、Yに対し、まずは「売買契約に基づく代金請求、損害賠償請求」等を行うことが考えられます。また、上記の事実関係からして、「Xにおいて、売買契約の成立まで証明することは困難」とも判断できることから、Xとしては、中国の契約法42条が定める「契約締結上の過失責任」を主張して、損害賠償請求を行うことが考えられます。

本件について中国の人民法院に訴訟提起したとして、50万元の損害賠償請求が認容されるかは不確定といわざるを得ませんが、上記の事実関係からして、Xは、この金額を損害賠償請求してよいと考えます^{注1}。

1. はじめに

本来Xは、当初から「売買契約書」又は「製造委託契約書」等をYと締結しておくべきであり、また、Yから、少なくとも「本件試作品を特定し、品質、価格、納期等を明記した注文書」等を受領しておくべきでした。

したがって、本件の場合、まずはYから受領した同社名義の仕様書及び「価格提示書」の記載内容を厳密に確認し、さらばXYの担当者間で送信したメール記録、「面談記録」等の各種文書を詳細に確認して、「XY間で、どのような内容の契約が成立していたと証明できるか？」を判断する必要があります。

2. 契約責任(=「成立した契約」に基づく法的責任)

本件の場合、まずは、上記の文書、記録等から、「YからXに対し、本件試作品を特定し、品質、価格、納期等を特定した、本件試作品の購入申込があった」との証明が可能であるかを検討する必要があります。その結果、「人民法院に対し、このような事実を証明可能と判断できる場合」であれば、「Xは、このようなYからの注文に応諾して、本件試作品を製造した。それにもかかわらずYは、本件試作品の受領を拒否し、代金支払いを拒絶しており、XY間で成立した売買契約の履行を拒絶している」等と主張して、Yによる売買契約の債務不履行に基づ

く損害賠償請求等を行うことが考えられます。

本件において、このような契約の成立が認められる場合、その不履行についてXがYに請求できる損害賠償の範囲は、日本法と同様に、「契約履行後に得べかりし利益」^{注2}(=「履行利益」)も含むことになります。

3. 契約締結上の過失責任(=「契約成立に至る前の時点」での法的責任)

これに対し、上記の事実関係からして「XY間での本件試作品の売買契約の成立」までは証明できない可能性が高いといわざるを得ません。

中国法は、日本法と異なり、「請求権競合の場合、原告は、いずれの請求権を選択するかを第1審の開廷までに確定させなければならない」^{注3}と定めており、原告は、人民法院に対し、「自らが主張する請求権の法的性質」を早期に確定することが求められます。そのため、Xとしては、やむを得ず「本件では、XY間で売買契約等の締結までには至っていないが、その交渉過程において、Yに信義誠実原則違反行為があった」等と主張して、いわゆる「契約締結上の過失責任」(中文「締約過失責任」)^{注4}に基づく損害賠償請求を行うことが考えられます^{注5}。

本件の場合、Y名義の「仕様書」と「価格提示書」が存在することからして、少なくともXY間が契約締結の過程にあり、Xは、「Yが指定した仕様に従って本件試作品を完成させることで、Yは、その提示価格で買い取ってくれるであろう」と相当に期待していたといえます。そして、それにもかかわらず、Yが一方向的にXとの契約締結を中止していることから、Yは「信義誠実原則に違反する行為」をしたものといえます。

したがって、契約締結上の過失責任に基づく、XからYに対する損害賠償請求は、人民法院において認容されるであろうと予測できます。

4. 契約締結上の過失責任の損害賠償の範囲

しかしながら、契約締結上の過失責任については、具体的にどのような範囲内で損害賠償請求が認められるのか、中国で

も裁判例、学説等で争いがあります。

(1) 最近の中国の裁判例

中国の最高人民法院が公表した事例（最高人民法院〔2015〕民申字第 2648 号）^{注6}では、この論点について、次のように述べています。

「契約締結上の過失責任は、契約締結上の過失によって発生した財産的損害を填補又は補償することを目的とし、締約当事者が法律行為の成立と有効を信頼したことにつき、法律行為の不成立又は無効によって損失を被ることから保護している。

X が主張する期待利益損失の部分は、債務者が債務を完全に履行することで得られるであろうと、契約締結時点で契約当事者が合理的に期待する利益であり、本件の契約締結上の過失責任の範囲に属さない。」

この考え方は、「契約締結上の過失責任は、当事者間で契約締結にまでは達していない場合であっても、信義則上、当事者間で構築された信頼関係を保護する制度である。したがって、その損害賠償の範囲は、契約が成立した場合の履行利益までは含まず、いわゆる信頼利益（＝実費）の範囲にとどまる」というものです。

本件の場合も、このような考え方に従うと、X の請求が認容される範囲は、「XY 間で売買契約が成立した場合に X が Y に請求できる金額」（＝合計 50 万円）ではなく、「X が本件試作品を製造するために要した実費（＝製造原価：材料費、労務費、経費）」の範囲内に限定されると考えられます。

(2) 「全国法院民事裁判業務会議紀要」

これに対し、最高人民法院が 2019 年 11 月 8 日に公表した「全国法院民事裁判業務会議紀要」^{注7}の 32 条 2 項は、次のとおり述べています。

「契約の不成立、無効又は撤回された後の財産返還又は金銭換算の補償範囲を確定する場合、信用誠実原則の要求に基づいて、当事者間で合理的に分配しなければならず、不誠実な当事者が契約の不成立、無効又は撤回されたことによって利益を獲得してはならない。契約の不成立、無効又は撤回された状況下で、当事者が契約締結上の過失によって負担する責任は、契約の履行利益を超えてはならない。」

この考え方は、「当事者の信義則違反行為の程度によっては、契約締結上の過失責任においても、履行利益を含めた損害賠償請求を認めてもよい」という考え方であり、「この損害には、直接的利益の減少のみならず、損害を受けた当事者が、これによって喪失した第三者との契約締結機会の損失をも含む」^{注8}との、契約締結上の過失責任についての従来からの中国法の解釈に沿ったものといえます。

特に本件の場合、「Y は、自己の名義で仕様書や価格提示書を X に提出し、X に本件試作品を製造させた上で、その完成直前に、一方的に協議を終了させていることからして、Y が契

約成立後に債務不履行をした場合と比べて、その責任は同等というべきである」との価値判断も、十分にあり得ると考えられます。

5. 検討

契約締結上の過失責任は、個別事案における具体的な事実認定に対する評価の問題であることから、実務上も、「具体的な個別事案、事実認定に対する個別の判断」にならざるを得ません。

そのため、本件における X の立場としては、「会議紀要」等に基づいて、履行利益部分も含めた損害賠償請求をすることは、法律上の根拠があり、差し支えないと考えます。

注 1: 本件と同種の事案を Y の立場から検討するものとして、拙稿「中国企業との交渉の中止と損害賠償責任」（本誌 16 年 5 月号）をご参照ください。

注 2: 中国の「契約法」113 条 1 項

注 3: 中国の「契約法」122 条、「『契約法』適用の若干問題に関する解釈（一）」30 条

注 4: 中国の「契約法」42 条

「当事者が契約締結の過程において以下のいずれかの事由があり、相手方に損害を生じさせた場合、損害賠償責任を負わなければならない。

- (1) 契約締結の名目を利用して、悪意をもって協議を進めた場合
- (2) 契約の締結に関する重要事実を故意に隠蔽し、又は虚偽の情報を提供した場合
- (3) その他、信義誠実の原則に背く行為が存在する場合

注 5: この法理についての日本の判例としては、最高裁昭和 59 年 9 月 18 日判決（判例タイムズ 542 号 200 頁）、最高裁平成 18 年 9 月 4 日判決（同 1223 号 131 頁）、最高裁平成 19 年 2 月 27 日判決（同 1237 号 170 頁）、最高裁平成 23 年 4 月 22 日判決（同 1348 号 87 頁）等があります。

注 6: 「上海凱耐紐澳実業有限公司与旭化成建材株式会社締約過失責任糾紛申訴、申請民事裁定書」（中国裁判文書網：<http://wenshu.court.gov.cn/>）

この事案は、中国企業 X 社と日本企業 Y 社が締結した「覚書」に基づき、X が損害賠償を求めて人民法院に訴訟提起したところ、1 審、2 審のいずれも請求棄却となり、X が再審を申請したものです。最高人民法院は、「当該『覚書』は、具体的な委託事項、代金又は報酬金、双方の権利義務関係等の委託契約が具備すべき権利義務内容を定めるものではない。」と判示した上で、本文のとおり述べて、X の損害賠償請求を全部棄却した原審を支持しました。

なお、X は「信頼利益（従業員コスト等）」についても損害賠償請求をしていましたが、「証拠を提出して証明していない。」として、棄却されています。

注 7: この「会議紀要」は、最高人民法院審判委員会民事行政專業委員会が討議を経て決定したものであり、「司法解釈」ではないものの、「『会議紀要』発布後、人民法院が審決を終了していない 1 審、2 審案件において、裁判文書で『本院の認定では』の部分で、法律適用理由を具体的に分析する際に、『会議紀要』の関連規定に基づいて説理することができる。」と前文で述べており、中国での司法実務上、重要な意味を持ちます。

注 8: 全国人民代表大会常務委員会法制工作委員會編「中華人民共和國契約法積義（第 3 版）」（法律出版社）82 頁等